

各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室） 御 中
← 厚生労働省 老健局 老人保健課ほか

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間
及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行
について

計5枚（本紙を除く）

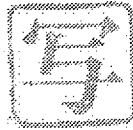
Vol.208

平成23年5月27日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3949)
FAX : 03-3595-4010

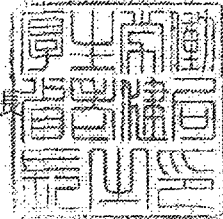


老発0527第3号

平成23年5月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第66号。以下「特例省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、責職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1. 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、従来の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(2) 当該措置の対象について (第2項関係)

当該措置は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

省 令

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七号（他の法令の規定において準用する場合を含む）、商業登記法（昭和二十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣 江田 五月

第一条 法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表秋田地方方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市」に改める。

第一条 登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

「さいたま地方方法務局所沢支局及び久喜支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第一項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、さいたま地方方法務局で取り扱われる。

第十三条第一項中「明石支局」の下に「龍野支局、柏原支局」を加える。

第二十一条中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に「及び」を「並びに」に改める。

第三十八条第一項中「及び湯沢支局」を「湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 青森地方方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、青森地方方法務局で取り扱われる。

第三条 公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「横手」を削る。

第四条 人権擁護委員協議会 人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

別表第一「さいたま地方方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域」

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中登記事務委任規則第三条の改正規定並びに第四条中別表第一「さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年六月六日

二 第二条中登記事務委任規則第三十九条の改正規定 平成二十三年六月十三日

○厚生労働省令第六十五号

薬事法（昭和二十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二条、第三条第一項、第五条及び第六条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条から第三十一条までの規定中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第二十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第二十八条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	同項第一号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二条第一項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	同項第一号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第十三号
 道路交通法（昭和二十五年法律第五号）第一百零一条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
 平成二十三年五月二十七日
 国家公安委員会委員長 中野 寛成

第一号の表四百六十八号の項中「八王子市から北本市まで」を「八王子市から北本市まで」を「久喜市島浦町から同市下早見まで」に改め、同表四百九十号の項中「同町真名」を「同町赤」に改める。

附則
 この告示は、平成二十三年五月二十八日から施行する。ただし、第一号の表四百六十八号の項の改正規定は、平成二十三年五月二十九日から施行する。
 ○総務省告示第九十六号
 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四百零一条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。
 平成二十三年五月二十七日
 総務大臣 片山 善博

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数 (KH ₂)	送信時刻 (中央標準時による。)
しおかぜ	しおかぜ	A3E 五 九五五 A3E 五 九六五 A3E 六 〇四五	午前五時から午前六時まで
しおかぜ	しおかぜ	A3E 五 九八五 A3E 六 〇二〇 A3E 六 一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○政治資金適正化委員会告示第二十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。
 平成二十三年五月二十七日
 政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 氏名 抹消年月日 抹消事由
 三五〇三 阿部 隆雄 一三、一、二二 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
 一一九三 押野 誠一 一三、二、三〇 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治家金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
 平成二十三年五月二十七日
 政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

登録番号 氏名
 三九二二 一三三、四、二八 石川 和道
 三九二二 一三三、四、二八 後藤 千恵
 三九二四 一三三、四、二八 横田 寛
 三九二五 一三三、四、二八 吉田 寛
 三九二六 一三三、四、二八 中村 節彌
 ○法務省告示第二百六十六号
 大阪府都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
 平成二十三年五月二十七日
 法務大臣 江田 五月

○法務省告示第二百六十七号
 大阪府都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。
 平成二十三年五月二十七日
 法務大臣 江田 五月
 大阪府北区相生町百三十二番屋敷 阿部庄三
 ○法務省告示第二百六十八号
 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十二条第五項第一号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、第二十二号第一項第二号、船隻賠償登記規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一條第五項第二号及び第二十二号第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一條第一項第二号及び第四十五條第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第二十六條第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第二十号）第三十一條第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。
 平成二十三年五月二十七日
 法務大臣 江田 五月

登記所 指定の効力が生ずる日
 法務局及び地方法務局の支所及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）
 平成二十三年六月六日
 法務大臣 江田 五月

○法務省告示第二百六十九号
 法務局及び地方法務局の支所及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の施行期日について、地方支所及び出張所の設置に当たっては、当該支所及び出張所の設置が完了した日から起算して、平成二十三年六月一日とする。
 平成二十三年六月二十日

○法務省告示第二百七十号
 法務局及び地方法務局の支所及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の施行期日について、地方支所及び出張所の設置に当たっては、当該支所及び出張所の設置が完了した日から起算して、平成二十三年六月一日とする。
 平成二十三年六月二十日

○法務省告示第二百七十一号
 法務局及び地方法務局の支所及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の施行期日について、地方支所及び出張所の設置に当たっては、当該支所及び出張所の設置が完了した日から起算して、平成二十三年六月一日とする。
 平成二十三年六月二十日

○法務省告示第二百七十二号
 法務局及び地方法務局の支所及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十九号）の施行期日について、地方支所及び出張所の設置に当たっては、当該支所及び出張所の設置が完了した日から起算して、平成二十三年六月一日とする。
 平成二十三年六月二十日